

2023年7月28日

中華人民共和国国家市場監督管理總局 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会
特許専門委員会

「標準必須特許分野に関する独占禁止ガイドライン（意見募集稿）」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第2条	<p>(原文)</p> <p>第2条【関連概念】</p> <p>「標準必須特許許」とは、標準規格を実施するために必要不可欠な特許をいう。</p> <p>「標準制定組織（団体）」とは、標準規格の制定、公布を主な活動とする組織をいう。</p> <p>「標準必須特許権者」とは、標準必須特許権を享有する事業者をいう。</p> <p>「標準規格の実施者」とは、標準規格を実施する事業者をいう。</p> <p>(修正案)</p> <p>第2条【関連概念】</p> <p>「標準必須特許許」とは、標準規格を実施するために必要不可欠な特許をいう。</p> <p>「標準規格」とは、標準制定組織（団体）が採用した技術仕様をいう。</p> <p>「標準制定組織（団体）」とは、標準規格の制定、公布を主な活動とする<u>公的な組織</u>をいう（<u>民間の業界団体を除く</u>）。</p> <p>「標準必須特許権者」とは、標準必須特許権を享有する事業者をいう。</p> <p>「標準規格の実施者」とは、標準規格を実施する事業者をいう。</p>	<p>デジュール標準が対象であることを明記するため。</p>
第5条	<p>(原文)</p> <p>第5条【標準必須特許の情報開示】</p> <p>「標準制度の改正に参画する特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、標準制度改正のいかなる段階において</p>	<ol style="list-style-type: none">1項及び3項については、FRAND宣言をしたSEPに関するライセンス交渉における誠実交渉義務に関わる業界実務・業界慣行を考慮した。2項については、修正はしていないが、

<p>も、その所有する特許を適時に十分に開示するとともに、その知っているその他の特許を開示することができ、同時に相応の証明資料を提供するとともに、真実性に責任を負う。</p> <p>標準制度改正に参画しない特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、標準制度改正のいかなる段階においてもその所有する及び知っている特許を開示することができ、同時に相応の証明資料を提供するとともに、真実性に責任を負う。</p> <p>具体的な個別の事案では、特許権者が基準制定組織の規定に基づき特許情報を適時に十分に開示しない、或いは特許権を明確に放棄しているのに、標準公布後に標準実施者に特許権を主張する場合、具体的な行為が関連市場において市場競争に排除、制限の影響を及ぼすかどうかを認定する重要な考慮要素である。」</p> <p>(修正案)</p> <p>「標準制度の改正に参画する特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、標準制度改正のいかなる段階においても、その所有する特許を適時に<u>誠実に十分に</u>開示するとともに、その知っているその他の特許を開示することができ、同時に<u>誠実に相応の証明資料を提供するよう努める</u>とともに、真実性に責任を負う。</p> <p>標準制度改正に参画しない特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、標準制度改正のいかなる段階においてもその所有する及び知っている特許を開示することができ、同時に相応の証明資料を提供するとともに、真実性に責任を負う。</p> <p>具体的な個別の事案では、特許権者が基準制定組織の規定に基づき特許情報を適時に十分に開示しない、或いは特許権を明確に放棄しているのに、標準公布後に標準実施</p>	<p>さらには、標準規格の策定プロセスに参加していない者は、FRAND 宣言しておらず、義務を負わず根拠がない点を指摘する。</p>
--	--

	者に特許権を主張する場合、具体的な行為が関連市場において市場競争に排除、制限の影響を及ぼすかどうかを認定する重要な考慮要素であるとなり得る。」	
第6条 第1項 第2項	<p>(原文)</p> <p>第6条【標準必須特許の許諾承諾】</p> <p>「公平性、合理性と無差別の原則は、標準必須特許権者と標準の実施者が標準必須特許許諾交渉を行うために遵守しなければならない重要な原則であり、国際、国外、国内の標準制定組織により認識されるとともに広く採用されている知的財産権政策の重要な内容である。</p> <p>標準制度改正に参画する特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、特許実施許諾の承諾を明確にしなければならない。すなわち、公平性、合理性、無差別の原則に基づき、いかなる事業者などが当該標準を実施するときその特許の無償或いは有償での使用許諾することに同意する。」</p> <p>(修正案)</p> <p>第6条【標準必須特許の許諾承諾】</p> <p>「公平性、合理性と無差別の原則は、標準必須特許権者と標準の実施者が標準必須特許許諾交渉を行うために遵守しなければならない重要な原則であり、国際、国外、国内の標準制定組織により認識されるとともに広く採用されている知的財産権政策の重要な内容である。</p> <p>標準制度改正に参画する特許権者或いは特許出願人は、標準制定組織の規定に従い、特許実施許諾の承諾を明確にしなければならない。すなわち、公平性、合理性、無差別の原則に基づき、<u>その特許の使用許諾をする準備があることをを宣言した特許権者は、いかなる他の事業者などが当該標準を実施するときその特許の無償或いは有償での使用許諾する用意があることに同意す</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. FRAND 宣言をした SEP に関するライセンス交渉における誠実交渉義務に関わる業界実務・業界慣行を考慮し、各標準化機関の IPR ポリシーの文言に基づく修正。 2. 3号選択(その特許の無償或いは有償での使用許諾する意思がない場合)は除外されることを明記。

	る。』	
第6条 第4項	<p>(原文)</p> <p>「具体的な個別の事案において、標準必須特許権者或いはその譲受人が公平性、合理性と無差別の承諾に違反しているかどうかは、不公平な高値での許諾、正当な理由なく許諾を拒否、抱合せ商品販売、その他の不合理な取引条件を付加、差別待遇を実施など具体的な独占行為を認定する上で重要な考慮要素である。」</p> <p>(修正案)</p> <p>「具体的な個別の事案において、標準必須特許権者或いはその譲受人が公平性、合理性と無差別の承諾に違反しているかどうかは、<u>不公平な高値客観的な理由なく合理性を欠く対価</u>での許諾、正当な理由なく許諾を拒否、抱合せ商品販売、その他の不合理な取引条件を付加、差別待遇を実施など具体的な独占行為を認定する上で重要な考慮要素である。」</p>	「不公平な高値」という主観的要素で判断すると予見可能性が低くなるため、客観性のある尺度として提案する。
第7条 第1項 (1)	<p>(原文)</p> <p>第7条【標準必須特許の善意交渉】</p> <p>「標準必須特許の善意交渉（日本では誠実交渉という）は、公平性、合理性と無差別の承諾を履行する具体的な表現である。標準必須特許権者と標準の実施者の間では、公平性、合理性と無差別の許諾条件を達成するために、標準必須特許許諾の料率、数量、期限などの許諾条件について誠実に交渉を展開しなければならない。誠実交渉には、以下に掲げる手順と要件が含まれるが、これらに限らない：</p> <p>(1) 標準必須特許権者は、標準規格の実施者に対して明確な許諾交渉の要約を提出しなければならない、標準必須特許リスト、標準必須特許と標準の対照表及び合理的応答期限などの具体的な内容の提供を含む；」</p>	FRAND 宣言をした SEP に関するライセンス交渉における誠実交渉義務に関わる業界実務・業界慣行を考慮した。

	<p>(修正案－A社案－)</p> <p>第7条【標準必須特許の善意交渉】</p> <p>「標準必須特許の善意交渉（日本では誠実交渉という）は、公平性、合理性と無差別の承諾を履行する具体的な表現である。標準必須特許権者と標準の実施者の間では、公平性、合理性と無差別の許諾条件を達成するために、標準必須特許許諾の料率、数量、期限などの許諾条件について誠実に交渉を展開しなければならない。誠実交渉には、以下に掲げる手順と要件が含まれるが、これらに限らない：</p> <p>(1) 標準必須特許権者は、標準規格の実施者に対して明確な許諾交渉の要約を提出しなければならないが、標準必須特許リスト、標準必須特許との対象となる標準の該当箇所の対照表（代表特許の対照表を含む場合には秘密保持契約の締結を前提とする）及び合理的応答期限などの具体的な内容の提供を含む；」</p>	
<p>第7条 第1項 (1)</p>	<p>(原文) 同上</p> <p>(修正案－B社案－)</p> <p>「(1) 標準必須特許権者は、標準の実施者に対して明確な許諾交渉の要約を提出しなければならないが、標準必須特許リスト、標準必須特許と標準の対照表及び合理的応答期限などの具体的な内容の提供を含む。但し、標準必須特許と標準の対照表は、特許権者が保有する標準必須特許全体の価値を推し量るために十分な程度で、代表的な特許について作成及び提供されていれればよい；」</p>	<p>特許権者が膨大な数の標準必須特許を保有している場合、そのすべてについて対照表を作成するのは現実的ではない。交渉実務においては、現実的な数の代表的な特許について対照表を作成し、それを用いて特許権者の保有する標準必須特許全体の評価を議論している。</p> <p>従って、その特許権者が保有する標準必須特許全体の価値を推し量れる程度に代表的な特許について対照表を作成すればよいということを明確にした。</p>
<p>第7条 第1項 (1)</p>	<p>(原文) 同上</p> <p>(修正案－C社案－)</p> <p>「(1) 標準必須特許権者は、標準の実施者に対して明確な許諾交渉の要約を提出しなければならないが、標準必須特許リスト、標準必須</p>	<p>1. 標準必須特許と実際の製品との対応を示す証拠（クレームチャート）が提示されないと、標準の実施者は当該標準必須特許が実際の製品で用いられているかどうか判断できないため。</p> <p>2. 標準必須特許がサプライヤーからの供</p>

	<p><u>特許と標準の対照表、代表的な標準必須特許が標準の実施者の製品で実施されていることを示す具体的な証拠及び合理的応答期限などの具体的な内容の提供を含む；</u></p> <p>併せて、上記下線部の「<u>代表的な標準必須特許が製品で実施されていることを示す具体的な証拠</u>」について、「<u>標準の実施者のサプライヤーに提示できる</u>」ことを明記いただくこと要望する。</p>	<p>給部品に関係する場合、供給部品を搭載する完成品メーカーは、標準必須特許の実施についてサプライヤーの知見に頼らざるを得ない状況であり、標準必須特許が製品で実施されていることを示す具体的な証拠（クレームチャート）についてサプライヤーに提示できることが認められないと、完成品メーカーはライセンスを受けるべきかの判断ができなため。</p>
<p>第7条 第1項 (3)</p>	<p>(原文)</p> <p>第7条【標準必須特許の善意交渉】</p> <p>「(3)標準必須特許権者は、その作成した公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾条件を提出しなければならず、主に許諾料率算定方法及び合理性の理由、標準必須特許保護満了期間及び譲渡の状況など許諾に直接関連する必要な情報と実際の状況を含む；」</p> <p>(修正案－A社案－)</p> <p>「(3) 標準必須特許権者は、その作成した公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾条件を提出しなければならず、主に許諾料率算定方法及び合理性の理由、標準必須特許保護満了期間及び譲渡、<u>第三者への許諾の状況</u>など許諾に直接関連する必要な情報と実際の状況を含む；」</p>	<p>標準必須特許権者による第三者への許諾の状況が不明であると、標準の実施者は、標準必須特許が公平性および無差別性の原則に基づいて許諾されていることを判断できないため。</p>
<p>第7条 第1項 (3)(4)</p>	<p>(原文)</p> <p>第7条【標準必須特許の善意交渉】</p> <p>「(3)標準必須特許権者は、その作成した公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾条件を提出しなければならず、主に許諾料率算定方法及び合理性の理由、標準必須特許保護満了期間及び譲渡の状況など許諾に直接関連する必要な情報と実際の状況を含む；</p>	<p>FRNADに関する交渉は、事案により様々であって一律ではないため、個々の実情を反映した当事者間の交渉による自発的で柔軟な解決を促すため。</p>

	<p>(4) 標準の実施者は、合理的な期間内に許諾条件を受入れなければならない、受入れない場合、合理的期間内に許諾料率、グラントバック（中国語：回授）などの許諾条件について、公平性、合理性と無差別の原則に適合する条件案を提出しなければならない。」</p> <p>（修正案－B社案－）</p> <p>「(3) 標準必須特許権者は、その作成した公平性、合理性と無差別の承諾に適合する許諾条件を提出しなければならない、主に許諾料率算定方法及び合理性の理由、標準必須特許保護満了期間及び譲渡、<u>第三者への許諾の状況など許諾に直接関連する必要な情報と実際の状況を含む。但し、第三者へのライセンスに関する情報は、当該第三者との間の秘密保持契約のために提供できない場合がある。</u>；</p> <p>(4) 標準の実施者は、合理的な期間内に許諾条件を受入れなければならない、受入れない場合、合理的期間内に許諾料率、グラントバック（中国語：回授）などの許諾条件、<u>販売情報</u>について、公平性、合理性と無差別の原則に適合する条件案を提出しなければならない。<u>但し、販売情報の提出は、秘密保持契約の締結を前提とする場合がある。</u>」</p>	
<p>第 12 条</p>	<p>（原文）</p> <p>第 12 条【不公平に高額での標準必須特許許諾】</p> <p>「通常の場合で、標準必須特許は高い価値があり、合理的な許諾料により標準必須特許権者はその研究開発への投資と技術イノベーションに対する報奨の獲得を保障することができる。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、標準必須特許を不公平に高額で許諾、標準必須特許が含まれる製品を販売し、競争を排除、制限する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 標準規格が普及しなければ、対応する標準必須特許の価値は高くない。標準必須特許というだけで、高い価値があるものではない。前提に誤解があるように受け止められるため、修正した。 2. 「不公平に高額」という主観的要素で判断すると予見可能性が低くなるため、客観性のある尺度として提案した。 3. 研究開発コストが許諾料の上限かのように読めるため、「許諾料が研究開発コストの回収との関係でバランスがとれ

<p>る：</p> <p>(1) 許諾双方は本指南第7条に基づき誠実な許諾交渉を行っているか否か；</p> <p>(2) 許諾費が明らかに研究開発コストより高いか否か；</p> <p>(3) 許諾費が比較可能な過去の許諾費或いは許諾費基準より明らかに高いか否か；</p> <p>(4) 許諾費が標準必須特許の地域範囲或いは対象商品範囲を超えているか否か；</p> <p>(5) 失効、無効の標準必須特許或いは非標準必須特許に対して許諾料を徴収しているか否か；</p> <p>(6) 標準必須特許権者が標準必須特許の数と品質の変化に基づいて許諾料を合理的に調整しているか否か；</p> <p>(7) 標準必須特許権者が非特許実施実体を通じて重複料金を徴収しているか否か。」</p> <p>(修正案)</p> <p>第12条【不公平に高額での標準必須特許許諾】</p> <p>「通常の場合で、標準必須特許は高い価値があり、合理的な許諾料により標準必須特許権者は<u>にその研究開発への投資と技術イノベーションに対する報奨の獲得を保障することができる</u>。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、標準必須特許を不公平に高額客観的な理由なく<u>合理性を欠く対価で許諾</u>、標準必須特許が含まれる製品を販売し、競争を排除、制限する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：</p> <p>(1) 許諾双方は本指南第7条に基づき誠実な許諾交渉を行っているか否か；</p> <p>(2) 許諾費が明らかに研究開発コストより高いか否か<u>研究開発コストの回収との関係でバランスがとれているか否か</u>；</p> <p>(3) 許諾費が比較可能な過去の許諾費或い</p>	<p>ているか否か」とした。このような趣旨ではないかと考える。</p> <p>4. 「(8) 標準必須特許が標準規格準拠製品に貢献している価値に見合っているか否か」を追加した。FRAND 宣言をした SEP に関するライセンス交渉における誠実交渉義務に関わる業界実務・業界慣行、及び、諸外国の判例を考慮した。</p>
--	--

	<p>は許諾費基準より明らかに高いか否か；</p> <p>(4) 許諾費が標準必須特許の地域範囲或いは対象商品範囲を超えているか否か；</p> <p>(5) 失効、無効の標準必須特許或いは非標準必須特許に対して許諾料を徴収しているか否か；</p> <p>(6) 標準必須特許権者が標準必須特許の数と品質の変化に基づいて許諾料を合理的に調整しているか否か；</p> <p>(7) 標準必須特許権者が非特許実施実体を通じて重複料金を徴収しているか否か；</p> <p><u>(8) 標準必須特許が標準規格準拠製品に貢献している価値に見合っているか否か。</u>」</p>	
<p>第 14 条</p>	<p>(原文)</p> <p>第 14 条【標準必須特許に関する抱合せ販売】 「通常の場合で、標準必須特許許諾時に一括許諾を行う或いは関連必須製品を抱合せ販売することで、全体的取引コストを削減し、標準的実施効率を向上させることができる。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、許諾時に標準の実施者に一括許諾或いはその他の不必要な製品の購入を強制することで、競争を排除、制限する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：」</p> <p>(修正案)</p> <p>第 14 条【標準必須特許に関する抱合せ販売】 「通常の場合で、標準必須特許許諾時に一括許諾を行う或いは関連必須製品を抱合せ販売することで、全体的取引コストを削減し、標準的実施効率を向上させることができる。但し、標準必須特許権者は、その市場での支配的地位を濫用し、正当な理由なく、許諾時に標準の実施者に一括許諾 (<u>標準必須特許以外の非標準必須特許を含めた一括ライセンス</u>) 或いはその他の不必要な製品の購入を強制することで、競争を排除、制限</p>	<p>一括許諾には、SEP Portfolio のライセンスの場合と、Non-SEP を含めた一括ライセンスの場合がある。両者は区別されるべきであることから、後者であることを明示した。</p>

	する可能性がある。具体的な分析時には、以下に掲げる要素を考慮することができる：」	
--	--	--

以上